# 宮崎学園短期大学研究者行動規範実現のための指針

宮崎学園短期大学長

「宮崎学園短期大学研究者行動規範」を自律的に実現するため、組織の運営に当たる者の責務、研究者自らの責務、研究倫理教育の必要性や研究上の不正行為等への対応など具体的取組として求められる事項を指針として定める。

（学長の責務）

1．学長は、「宮崎学園短期大学研究者行動規範」の趣旨を踏まえ、本学における研究活動上の行動指針などを策定し、本学構成員に周知し遵守を徹底する。また、研究活動における不正行為が認められた場合の対応措置を定め、コンプライアンスに関する委員会・部署・担当者などの体制を整備する。

（研究倫理及びコンプライアンス教育の実施）

2．研究者等に対して、不正行為の禁止、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱い等を含む研究活動を支える行動規範並びに研究活動と社会の関係を適正に保つ研究倫理に関する教育・研修と啓発を行う。また、すべての教職員を対象とした競争的資金等の運営・管理に関わるコンプライアンス教育を実施する。

（研究グループにおける留意点）

3．学内の研究グループでは、自由、公平、透明性、公開性の担保された人間関係と運営を確立することによって、研究倫理・コンプライアンスに関する意見交換を行い、不正行為を犯さぬように日々互いに注意を喚起する環境を醸成する。また、研究者は、研究に従事することによって、かけがえのない公共的な知的事業に参加し、それを育んでいるという目的意識を共有する。

（研究プロセスにおける留意点）

4．研究の立案・計画・申請・実施・報告などのプロセスにおいて、研究者の行動規範を遵守し、誠実に行動するよう周知徹底する。

（研究上の不正行為等への対応）

5. ねつ造、改ざん及び盗用などの不正行為の疑義への対応のための制度を整備し、適切に運用する。

1）不正行為などの疑義の申し立てや相談を受け付ける窓口を設けるとともに、受付内容については十分に精査し対応する。

2）申立人に将来にわたって不利益が及ばないよう、十分配慮する。

3）不正行為などの疑義があった場合には、定められた制度に沿って迅速に事実の究明に努め、必要な対応を公正に行い、その結果を公表する。特に、データのねつ造、改ざん及び盗用に　は、厳正に対処する。

（法令等の遵守）

6. 研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守するよう周知徹底する。また、研究活動を萎縮させないように十分留意しつつ、利益相反に適切に対応できるルールを整備する。

（自己点検システムの確立）

7. 研究不正に関連する自己点検システムを確立し、研究倫理及びコンプライアンスに関する取組みを評価し、必要に応じて改善を図る。また、学内監査及び宮崎学園監事と緊密な連携を取り、本学における研究不正に関連するすべてについて指導・助言を受ける体制を確立する。